○司法解剖遺体の修復費及び搬送費支出要綱の制定について(例規通達)

平成18年5月2日

例規(警)第22号

改正 平成28年3月28日例規(警)第24号

令和3年8月31日例規(警)第18号

令和4年3月8日例規(警)第8号

これまで、司法解剖した遺体の自宅等への搬送については、遺族の費用負担により行ってきたところであるが、その経済的負担や精神的負担を軽減するとともに、円滑な捜査活動を推進するため、司法解剖遺体の修復費及び搬送費支出要綱を別添のとおり定め、平成18年5月2日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

司法解剖遺体の修復費及び搬送費支出要綱

1 趣旨

この要綱は、司法解剖による遺族等の精神的負担及び経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動を推進するためのものである。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺体修復業者 司法解剖後の遺体の切開痕、縫合痕その他の傷痕等を修復する専門 的技術を有する者をいう。
- (2) 遺体搬送業者 司法解剖後の遺体を搬送する資格を有する者をいう。
- (3) 修復費 遺体修復業者が遺体を修復する費用をいう。
- (4) 搬送費 遺体搬送業者が遺体を搬送する費用をいう。
- 3 修復費及び搬送費支出の対象となる遺体

修復費及び搬送費支出の対象となる遺体は、身体を害する故意の犯罪行為により死亡し、司法解剖を行った遺体(以下「対象遺体」という。)とする。ただし、当該対象遺体が高度の腐敗、炭化又は白骨に近い状態であって、遺族の精神的負担の軽減の効果が期待できない遺体は、修復費支出の対象とならない。

4 支出する費用の対象

(1) 修復費

修復費支出の対象となる損傷は、頭部及び頚部の切開痕、縫合痕及びその他の傷痕と する。

(2) 搬送費

搬送費支出に対象となる区間は、原則として司法解剖を実施した場所(山形県内に限る。)から遺族が搬送を希望する場所(山形県外の場合にあっては県境。以下「搬送先」という。)までとする。ただし、司法解剖後に遺体の身元が判明した場合その他の事由により司法解剖した遺体を警察署に搬送した場合は、警察署から搬送先までの搬送費を支出するものとする。

5 支出除外要件

次の各号のいずれかに該当する場合には、対象遺体であっても修復費及び搬送費を支出 しないものとする。

- (1) 被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合
 - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
 - イ 直系血族 (親子にあっては、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
 - ウ 三親等内の親族
 - エ 同居の親族
- (2) 被害者に当該犯罪行為を容認し、又は当該犯罪行為に関連した著しく不正な行為があったと認められる場合
- (3) 被害者に過度の暴行、脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があった と認められる場合
- (4) 被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる組織に属していた場合
- (5) 身元不明等で遺族等が判明しない場合
- (6) 遺族等が支出を希望しない場合
- (7) 司法解剖を実施した場所が県外の場合
- (8) その他支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

6 支出手続

- (1) 警察署長は、対象遺体を取り扱ったときは、修復費及び搬送費の支出の適否を判断 し、その必要性を認めた場合には、遺族等に対して本制度の説明を行い、修復費及び搬 送費支出についての意思を確認するものとする。
- (2) 警察署長は、遺体修復について遺族等の同意を得たときは、遺体修復・搬送承諾書

(別記様式)を徴した上、遺体修復業者に対象遺体の修復を依頼し、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)に定める方法により支出するものとする。

(3) 警察署長は、遺体搬送について遺族等の同意を得たときは、遺体修復・搬送承諾書を徴した上、遺体搬送業者に対象遺体の搬送を依頼し、山形県財務規則に定める方法により搬送費を支出するものとする。

7 留意事項

- (1) 遺族等に対し本制度の説明を行う際には、次に掲げる事項について十分な説明を行い、誤解が生じることの無いようにすること。
 - ア 遺体の修復は全ての傷痕等に実施することはできず、また、完全に修復できるものではないこと。
 - イ 搬送費は第4項第2号に定める搬送料金に限られ、高速道路通行料金、棺桶代金等の料金については遺族等の負担となること。
 - ウ 搬送先が山形県以外の場合、山形県境から搬送先までの搬送料金については遺族等 の負担となること。
- (2) 遺体の修復は原則として司法解剖を実施した場所において警察職員が立会いの上で 実施するものとし、当該警察職員は、当該遺体の修復作業が完了したこと及び当該遺体 が遺族等に引き渡されたことを確認すること。
- (3) 遺体の取扱いについては、死者、遺族等に対する礼を失しないように配慮するとともに、プライバシーの保護を図ること。
- (4) 身元不明の遺体について、解剖終了後にその身元が判明したときは、速やかにこの 要綱による手続をとること。
- (5) 本制度の実施に当たり疑義が生じた場合は、警務部広報相談課長と事前に協議すること。

別記様式

年 月 日

警察署長 殿

住 所

氏 名

(司法解剖を受ける者との関係)

遺体修復·搬送承諾書

司法解剖後に、下記の者の遺体を修復・搬送することを承諾します。また、下記の者の情報を、修復・搬送を実施する業者に対し提供することを承諾します。

記

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日(歳)

※ 必要に応じ、修復・搬送の文字を削除すること。

別記様式

(追加〔平成28年例規(警)24号〕、一部改正〔令和3年例規(警)18号〕)